



\*\*\*\*\*

令和5年度危険物安全週間推進標語

**意志つなぐ連携プレーで事故防ぐ**

\*\*\*\*\*

<もくじ>

【広島市消防局からのお知らせ】

- ◆危険物の規制に関する規則の一部改正について

【広島市危険物安全協会からのお知らせ】

- ◆令和5年度 後期2 危険物取扱者試験に係る対策講習会等の実施について
- ◆広島市危険物安全協会事務局より(編集後記)

【広島市消防局からのお知らせ】

- ◆◆危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の施行について◆◆ (再掲)  
令和6年3月1日施行

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件について令和5年9月19日に公布・施行されておりますが、先月のメールマガジンにもお知らせいたしましたが、その中のガソリンの運搬容器に関する技術上の基準については令和6年3月1日施行となりますので改正の詳細についてお知らせいたします。

**運搬容器等に関する事項について**

**(1) 改正の背景**

危険物の輸送に関わる労働者団体等から物流の効率化等の危険物輸送に関する課題や要望の声がありました。これらを受けて、令和3年度、4年度と「危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の調査検討会」(以下「輸送検討会」という。)を開催し、その検討結果を踏まえ、運搬容器等に関する技術上の基準等について規制の見直しを行いました。

**(2) 改正告示の概要**

**ア プラスチック容器に係る専ら乗用の用に供する車両による運搬の基準に関する事項**

について) (図1)



図1 UN表示等の例

専ら乗用の用に供する車両(ステーションワゴンやライトバンなどの車両)によりガソリンを運搬する場合には、金属製容器又は金属製ドラム(天板固定式のもの)によるものとされています。一方で、海外で普及しているプラスチック製運搬容器についても、専ら乗用の用に供する車両によりガソリンを運搬する運搬容器として使用できるよう要望がありました。輸送検討会では、プラスチック製運搬容器については注油時や運搬時などにおいて金属製容器よりも静電気による火災発生危険が高い可能性があることから、静電気の発生状況を確認しました。その結果、車両の揺動による影響によって火災危険性が増加することはないことを確認しました。このことから、専ら乗用の用に供する車両によりガソリン(自動車の燃料の用に供するものに限る。)を運搬する場合の運搬容器として、「プラスチック容器(プラスチックドラムを除く。)(国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に適合していることが認められていることを示す表示(UN)(以下「UN表示」という。)及び容器記号3H1が付されているものに限る。)を追加するとともに、最大容積を10リットルとしました(危告示第68条の4関係)。

なお、UN表示については、危険物輸送に使用する場合は容器の製造日から5年以内としなければならないとされているため、専ら乗用の用に供する車両による運搬で使用する場合は留意する必要があります。また、容器記号の「3H1」は、ジェリカン(方形又は多角形の断面形状を有する容器)であって、その材質がプラスチックであり、天板が固着式のものであることを示します(図2)。

○ 運搬容器の概要 (A社製)

内容量 : 5リットル、10リットル  
材質 : 高密度ポリエチレン  
収納油種 : ガソリン(第四類第一石油類、危険等級Ⅱ)  
製造国 : カナダ  
UN表示 : 有(3H1、プラスチックジェリカン(天板固着式))



○ 運搬容器の概要 (B社製)

内容量 : 5リットル  
材質 : 高密度ポリエチレン  
収納油種 : ガソリン(第四類第一石油類、危険等級Ⅱ)  
製造国 : 中華民国  
UN表示 : 有(3H1、プラスチックジェリカン(天板固着式))



## 【 図2 ガソリン用プラスチック製運搬容器(ジェリカン)の例 】

### エ 運搬容器の内圧試験に関する事項について

輸送検討会を進める中で、危告示第 68 条の5第4項第1号に規定する内圧試験について、海上輸送に係る船舶安全法では、消防法に定める試験方法以外の方法を定めていることが判明しました。このことから、内圧試験の試験方法について、海上輸送に係る船舶安全法との整合を図りました（危告示第 68 条の5関係）。

これらの改正内容について、詳しくは下記 URL にリンクして確認していただくか、最寄りの消防署にお問い合わせください。

<URL>

<https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/abe37d9542b3093379c461d250c29938c9faeacf.pdf>

---

---

## 【広島市危険物安全協会からのお知らせ】

---

---

### ◆◆ 令和5年度 後期2危険物取扱者試験に係る対策講習会等の実施について ◆◆

---

当協会では、令和6年3月10日（日）に広島市で実施される危険物取扱者試験（乙種第4類）に備えて、「対策講習会」や「直前講習（模擬試験）」を行います。これらの講習会等の開催日時等は次のとおりです。

#### 【対策講習会（1日コース）】

この対策講習会では、午前に危険物関係法令を、午後に物理学及び化学等の解説を、それぞれ行います。

- 1 日時 令和6年2月3日（土）  
9時00分～16時30分（受付8時30分～）
- 2 場所 広島市消防局6階講堂

広島市中区大手町五丁目 20 番 12 号

(駐車場がございませんので、公共交通機関をご利用ください。)

3 受講料 8,500 円

(テキスト代、消費税を含む。当協会会員及び学生)

※ 当日の受付でお支払いください。

※ 非会員の方は、賛助会員としての入会費 3,000 円が必要です。

4 申込方法 当協会会員の方は、事業所を通じてお申込みください。会員以外の方は、電話か F A X、または Eメールでお申込みください。

(F A X または Eメールの場合は、事業所名・氏名・連絡先電話番号を記入してください。)

※ 申込書は当協会ホームページよりダウンロードできます。

**【直前講習会 (模擬試験)】**

模擬試験及び試験直前の総まとめ講習を行います。

1 日時 令和 6 年 3 月 2 日 (土)

9 時 45 分～16 時 00 分 (受付 9 時 15 分～)

2 場所 広島市消防局 6 階講堂

広島市中区大手町五丁目 20 番 12 号

(駐車場がございませんので、公共交通機関をご利用ください。)

3 受講料 3,500 円 (消費税を含む。)

当日受付でお支払いください。

4 申込方法 当協会会員の方は、事業所を通じてお申込みください。会員以外の方は、電話か F A X、または Eメールでお申込みください。

(F A X または Eメールの場合は、事業所名・氏名・連絡先電話番号を記入してください。)

※ 申込書は当協会ホームページよりダウンロードできます。

《問合せ先》

広島市危険物安全協会

電話 : 082-546-3498

F A X : 082-546-3497

Eメール : kiankyo@nifty.com

《その他》

詳細は当協会のホームページをご覧ください。

